

大蔵委員会議録第二十九号

昭和三十一年四月十七日(火曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君
理事小山 長規君 理事高見 三郎君
理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君
理事春日 一幸君

大平 正芳君 奥村又十郎君
加藤 高藏君 杉浦 武雄君
竹内 俊吉君 内藤 友明君
中山 榮一君 夏堀源三郎君
坊 秀男君 前田房之助君
横川 重次君 有馬 輝武君
田万 廣文君 平岡忠次郎君
横銭 重吉君 横山 利秋君
石野 久男君

出席國務大臣 一萬田尚登君
出席府委員 大蔵事務官
(主税局長) 渡邊喜久造君
(大蔵事務官) 東條 猛猪君
(銀行局長) 岸本 晋君
(主税局長) 岸本 晋君
(銀行局長) 岸本 晋君
(銀行局長) 岸本 晋君

委員外の出席者 大蔵事務官(主
計局長) 岸本 晋君
専門員 椎木 文也君

四月十二日

委員横路節雄君辞任につき、その補
欠として平田ヒデ君が議長の指名で
委員に選任された。

委員平田ヒデ君辞任につき、その補
欠として横路節雄君が議長の指名で

委員に選任された。

四月十六日

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(小林政夫君外五名提出、参法
第五号)(予)
の審査を本委員会に付託された。
同月十三日

軍用水道を米子市に移管の陳情書
(米子市長野坂寛治外一名)(第五四
一号)

租税特別措置法等の一部改正に關す
る陳情書(東京都中央区日本橋兜町
一丁目六番地日本証券業協会連合会
長小池厚之助)(第五四二号)
弦楽器用牛腸製ガット弦等に対する
物品税撤廃に關する陳情書(大阪市
東住吉区矢田住道町九百十番地片山
幸次郎)(第五五九号)

在外資産の処理促進に關する陳情書
(徳島市議會議長上原治太郎)(第五
九五号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
参考人出席要求に關する件
國家公務員共済組合法の一部を改正
する法律案(内閣提出第一四七号)

開税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一七号)(参議院送
付)
金融制度調査會設置法案(内閣提出
第七六号)

○松原委員長 これより會議を開き
ます。

國家公務員共済組合法の一部を改正
する法律案及び開税法等の一部を改正
する法律案の両法律案を一括議題とし
て質疑を続行いたします。横山利秋君。
○横山委員 委員長にお願ひしておき
ますが、岸本課長にお願ひすることがあ
りますので、出席できるように取り計
らわれないと思ひます。もし出られな
ければ、政府を代表してどなたか……。

○松原委員長 大臣が間もなく見え
ます。

○横山委員 それでは國家公務員共済
組合法の一部改正に關する法律案につ
いて御質問いたします。

最初伺ひたいのは、この法律を改
正する必要があるというにあるのかない
のかという点であります。それと申しま
すのは、過般共済組合審議會が答申をい
たしましたその答申内容を熟読いたしま
すと、明らかにこれは改正する必要は
ないのではないかと、この大前提に立っ
ておるように思われるのであります。

【委員長退席、石村委員長代理着
席】

つまりこの答申の一項の(イ)に「今回の
健康保険法改正案における一部負担が、
主として政府管掌健康保険の赤字補填
を目的とするものであることは、否み
難い事実と認められる。」「共済組合に
おける短期給付経済は現在均衡を得て
おり、また従来その支出増は、原則とし
て、保険料率の引上げによって賄つて

来た。従つて今回の政府案の如き一部
負担を導入することには、その趣旨か
らみて賛成し難い。」と言ひ切つておる
わけでありませう。もとよりその次に
「しかしながら、云々が書いてはござ
います。これは政府の機關として
の審議會である以上、政府の政策的な
見地におもねざるを得なかつた節があ
るように見えてなりません。もしもそ
ういうことでありますならば、本来
この共済組合の短期給付が赤字であつ
て、赤字を理由とする健康保険法の改
正に同調する必要があるといつておる
点があるかと存するのであります。こ
の点についてまず政府側の意見を拜聴
いたしたい。

○岸本説明員 共済組合法の改正が必
要なかつたのではないかと、御質問
でございますが、今回の改正法に盛り
れております一つのポイントは、健康
保険法の改正措置に同調いたしまし
て、共済組合法でも一部負担制を拡大
する、こういうことと、いふのであり
ます。今横山先生がお読み上げになりま
した審議會の答申、これは確かにそうし
た字句もつたておるものでございま
すが、答申の内容におきまして、今度の
健康保険の一部負担制実施が赤字補
填を目的とするものであることに、必
ずしも政府側は同調いたしておるわけ
じゃないのでございませう。この点は、
この答申をお読みいただきますと書い
てございませう。政府は今回の健康保険
の改正をもつて赤字対策とは見ており

ません。現在収支の均衡を得ておりま
せん健康保険制度を将来健全に發展さ
していく、そのためにいろいろの施
策を講じておるわけでございますが、
その一つといたしまして、今回国会に
御提案申し上げました程度の一部負担
制はやむを得ない、こういうことで実
施いたしておるわけでございます。従
いまして、政府管掌健康保険の赤字克
服、それだけの意味ではないという見
解をとつておるわけでございます。こ
のことは、今回の健康保険法の改正に
おきまして、単に政府管掌の健康保
險ばかりでなく、現在赤字でございま
せん組合管掌の健康保険にも同じよう
な一部負担制を実施するようになこと
をいたしております。この点について
ても明白だと思ひます。共済組合
にいたしましても、なるほど現在は赤
字でございませうが、やはり社会保険
制度の健全なる發展をはかるための一
部負担制、そういう意味で社会保険制
度全般について行われることでありま
すから、共済組合についてもこれを実
施いたそう、こういう氣持でございま
す。なお制度上の問題として申しま
すと、共済組合も、現在は法制上健康保
險の被保険者という建前をとられてお
ります。従いまして、健康保険法の適
用を受ける方々に対して全般的に一部
負担制を今回拡充されることになりま
すと、同じ健康保険の被保険者であり
ます共済組合のものについても、同じ
方針をやはりとらざるを得ない、かよ
うに相なるわけでありませう。

○横山委員 赤字対策のみではない。確かに答申案の中にも、政府側委員はこの点に同調しなかったという文字がございすが、しかし政府側委員以外の全員が「健康保険法改正案における一部負担が、主として政府管掌健康保険の赤字補填を目的とするものであることは、否み難い事実と認められる。」

は共済組合も同調せざるを得ない、そういう趣旨であります。

の政府側を除いたすべての委員は、何と言おうと、それは赤字補てんを目的とするものであることはいなみがない事実であると言っておる。あなたは出席された政府側委員と少し見解が異なる、単なる赤字ではないと言つて、赤字という問題も多少は含めていらつ

触れてここで議論しようとは、私も必ずしも望んでおりません。しかし今共済組合法の改正に当って健康保険と同調しなければならぬ理由というものはどういふところにあるか、この共済組合法を審議するに當って非常に必要なことであり、従つてどうしてもこれが右へならえをしなければならぬ理由というものを明確にしてみたい。

しては、この審議会でも取り上げておりますが、手続上の問題といたしまして、共済組合だけ違つた制度をとるといふことは、基金とかあるいは保健医に対する関係でむづかしいのではないかと、こういう手続上のことも審議会でも取り上げておられます。そうした意見も参酌いたしまして、共済組合に今回の一部負担制を実施した、こういうこととさせていただきます。

○横山委員 赤字対策のみではない。確かに答申案の中にも、政府側委員はこの点に同調しなかったという文字がございすが、しかし政府側委員以外の全員が「健康保険法改正案における一部負担が、主として政府管掌健康保険の赤字補填を目的とするものであることは、否み難い事実と認められる。」

○横山委員 単なる赤字ではない、こ

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 単なる赤字ではない、こ

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 一向要領を得ないのであります。健康保険法の改正の本質に

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

○横山委員 第一に、一部負担制がほかでもとられておるから、共済組合法においても必要である。第二番目に、手続上はかの方がやっておるのかかわらず、これをやらないとお医者さんその他のところでごんがらる、あなたのおっしゃるはこの二つの理由でございますか。

た結果においては、もう一度新たなめんどろうが出てきます。取り上げたところへもう一ぺん返すというばかばかしいことをする必要が一本質的にあるのでありましょうか。また病人から取り

もやらなければならぬ附加給付が現にあって、被保険者全体からこういう附加給付を作つてほしいという切実の懸案の問題があるのであります。どうかこの点についても、今日首肯し得る理諭というものはないのであります。そういたしますならば、結局健康保険法を變えたから、健康保険法の赤字を埋めるために變えたんだから、こちももついでにおつき合ひをしてくれということに尽きるようであります。しかりと

するならば、健康保険法と共済組合法とは一緒にどうしてもやらなければならぬという問題があり得るのかという、最初の問題にもう一ぺん帰ってくる。しかも片一方、日雇い労働者の健康保険については、これはもう今なおやられない、そういうのであります。しかも黒字があるからこいつはまだまだ、こういつておるのであります。まさに宙ぶらりんになって、今回の共済組合法の改正については、とても論理が筋が通っていない、というふうに私どもは考えざるを得ないのであります。

すが、私のどういふ見解について、あなたたは間違つておるならば間違つておると、明確に一つ反論をしてほしい。

○岸本説明員 先ほど申し上げましたように、今回共済組合法に一部負担制を導入いたしますのは、やはり健康保険制度全般にそういう制度をとられるというところが理由でございます。（大

臣が来ている」と呼ぶ者あり。

○横山委員 いや、大臣に今まで聞か
なかつたのは、少し岸本さんとの質疑
応答を聞いておつてもらつて、それか
ら大臣に聞かうと思つたからでありま
す。今私が申し上げておる点は、大
臣、おわかりになつたのではないか。
あまりこういうごまかいことについて
は、大臣は御存じない点が多いと思ひ
ますから、ごまかい点は申し上げま
しければ、今世間で非常に問題にな
つておられます。健康保険法の改正
について、与党からも修正案が出て、今
参議院に送り込んであるわけでありま
すが、それとおつき合ひをする意味に
おいて、この共済組合法の改正がなさ
れておるわけでありまして。しかしおつ
き合ひをしなければならぬという理由
はないのであります。なぜならば第一
にこの共済組合の経済は黒字でありま
す。第二番目に、今岸本さんのお話に
よれば、この手続上の問題があるとい
うのだけれども、そちらの方のお医者
さんの手続のわずらわしさをなくする
ために、新しい手続のわずらわしさを
いふものが、ここに二点も三点も生ま
れてきておるのであります。どつちの
手続を解消するか、どつちの手続をう
まくやるかということについては、や
はりこれは筋を通して、今日までの共
済組合の原則というものを通してい
くことの方が難がない、というふう
に言わなければなりません。従つて大
臣は、健康保険法は——いや保険制
度といへば、ネコもしゃくもしも一緒だ
と思つておられるかもしれませんが、そ
れぞれの財政的な独立の状況を保つて
きておるのでありまして、ここに共済
組合法をおつき合ひで改正をせぬなら

ぬという理由はごうもなく、またその
おつき合ひで改正したために、新しい
いるんな問題が発生してばかり見る。
せつかく取り上げた金をまたもとに返
すというごまかい考えられておるとい
う、ばかばかしい話でありますから、
これは大臣、最後にはんこをおつきに
なつたとき、どういう気持ちで一体はん
こをおつきになつたのか。ほかの話を
しておつて、まあええと思つてはんこ
をお押しになつたのじゃないかと思ひ
ますが、一ぺん大臣から、改正の気
持について御答弁が願ひたい。

○一萬田国務大臣 健康保険法の場合
におきましては、とりあえずは赤字が
出て赤字の対策、さらにまた今後の健
康保険の発展のためであります。赤
字がないのに、患者のあれでは、被保
険者の一部負担をするというものは、ど
ういうわけかということでありま
す。が、私は、その点だけお取り上げにな
ると、その点だけからはごもっともで
はないかと思ひます。しかし、
これはやはり社会保険といひます
か、社会保険全体のあり方の問題にな
るのではないかと考えるのです。そう
いうような広い社会保険のあり方とい
う点から見た場合に、共済組合におい
ても、赤字がないからあるからとい
うことでなくて、一部負担をする、そ
うしてさらに保険の今後の充実発展をは
かつていくということが十分考えられ
るのじゃないかと考えております。な
お十分御納得のいくように、具体的
な理由は政府委員から答弁させます。

○横山委員 やはり大臣はあまりよく
御存じないようであります。大臣が
ごまかいことを御存じなければ、か
えつて私は、常識的にあなたと質疑応
答ができると思ひます。ほか
の方は、赤字があるから、これをお医
者さんにやらせるか、患者にやらせる
か、政府が負担をするかというけんけ
んごうの議論がある。それはそれ
で、あなたの言うように、患者さんに
少しは負担してもらわなければならぬ
ということとは、私も反対ではあり
ますが、しかし、それは議論の余地と
して大いに議論がし得るのでありま
す。ところが、こちの方は黒字なん
です。黒字のところへ今赤字の議論を
持つてきてやるといふこと自体が、根
本的に間違ひがあるのです。しかも健
康保険法の改正と違つて、こちの方
は患者さんからだけ取るのでありま
す。今一番給料の入つてくるのが乏し
い患者さん、生活に困つてくる患者さ
ん、また政府も今後特別にめんどうを
見てくれない患者さん、そういうこと
をからだけ取るということに相なるわ
けでございます。しかも政府の原則、
審議会の原則は、患者さんから取つた
金はいくらでも一ぺん患者さんに返してや
ると言つてゐるのです。おわかりにな
りましょうか。一番苦しいところか
ら、一部負担で患者さんから取つた金
は、もう一ぺんあなたに返してやるか
ら出してくれと言つてゐるのですよ。
そういうところが常識的にちよつとお
かしいじゃないかとお考えになりませ
んか。岸本さん、あまり耳打ちしな
いで……。

○一萬田国務大臣 別に知恵を授か
つておたわけではございません。私
さつき御答弁申し上げましたように、
常識的に考えて、今御指摘のような、
その点だけをとると、私もやはりいか
にもごもっともと思ひます。

ただしかし、社会保険、あるいはまた
さらに広く社会保険全体のあり方とい
うものに關連してこの措置がとられて
いる、そういう意味においてこういう
ふうにするべきだと考えております。

○横山委員 その社会保険全体とい
うことになる、いきなりばやとして
しまつて、何を一体質問したらいひの
か、私にはよくわからぬような気持ち
になるわけでありまして、結局これは、
大臣、私の言うように、常識的に考え
て、常識的に処置した方が妥当だと思
ひます。おつき合ひも確かに常識で
あります。健康保険法を改正したのだ
から、そのおつき合ひにやるといふの
も常識であります。しかしながら、そ
の常識を展開して参りました措置とい
ふものが、患者さんから一部負担で取
り上げて、もう一ぺん患者さんに返し
てやるから、患者さんはそう心配せぬ
でもいひゃないかという議論でない
と、患者さんを納得させるわけにはこ
の状況の中ではいかぬと思ひますが、
そういう二重の手間をしなければおつ
き合ひができないものであるかどうか
か、そういう二重の手間をせぬでも、
現状のままでよろしいのじゃないかと
いうことが考えられるのであります。

先ほど岸本さんは、患者さんに返す
か、あるいは健康な人々に集まつた金
をばらまくか、あるいは附加給付とし
て特定の人にそれをやるか、いろいろ
な意見があるけれども、それは審議会
におまかせしたいとおしやいました
が、審議会は、原則として本人に還付
するべきが筋合ひであると言つてゐ
るわけでありまして。審議会も、その前提
として、こんなことはほんとうはやり
たくねえと言つておるのであります。

○一萬田国務大臣 先ほどから御答弁
した通りでありまして、それ以上つけ
加えるものもありません。お尋ねの点
は、非常に具体的な点であるようであ
ります。従ひまして、政府委員から十
分答弁があると思ひますのであります。
なお御納得のいくまで一つ御質問願ひ
たいと思ひます。

○岸本説明員 具体的に、最後の締め
くくりはどういう措置をとるかといふ
お尋ねであります。が、本筋からいへば、
払い込みの際一部負担金を本人に返
すが筋合ひであるかと存じます。た
だいろいろ事情を異にしてゐる共済組
合が三十近くございまして、その中に
は、一部負担は返してほしくない、附
加給付でもほしいというふうなものも
あります。そういういろいろな各組合
の意見の調整をいたしまして、また審
議会の意見も尊重いたしまして、最大
公約教で、皆さん御納得いただける措
置をとりたいと思ひます。

○横山委員 政府側としては、この法
案はどうしても通してほしいというよ
うな意見に聞えるのであります。今日

します。国家公務員共済組合法の一部

問及の「木査」を一箇問及に「木査」に改める。

「男爵なし」と呼ぶ者あり」

○石村委員長代理 御異議なしと認め

いたしまして、ここに国家公務員共済組合法の一部改正が本委員会に提案を

ら、その議論を整理しましてことに改

正をすることは、新しい複雑さを増してくるのであります。と申しますのは、政府の答弁を聞きまして、結局この審議会の答申を、その点については、あとの方の部分を尊重いたしまして、原則として本人に返し、もう、どう言っております。取り上げられる病人のもとに返すというのであります。ないしはそれを、もしいろいろな意見がございしますならば、健康な人に返し、病床に泣いている病人から取り上げてそれを作ろうということは、これまた当を得ないことと云えるのであります。どちらから考えまして、この共済組合法の修正というものは当を得ないものだと私は信ずるわけであり、従いまして、私もこの根本であります健康保険法の改悪に對しましては、國民とともに断固として反對をいたすものであります。同時に、それに対して右へならえをして、ここに提案をされております国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案に對しては、その根本的な立場から、ないしはそれ独自の立場から、ここに反對の理由を明らかにいたす次第であります。

○石村委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず国家公務員共済組合法の一部を改正する法

律案について採決いたします。初めに、本法律案に對する黒金泰美君外二十五名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石村委員長代理 起立多数。よって修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。この部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石村委員長代理 起立多数。よって本法律案は修正可決いたしました。

次に、関税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石村委員長代理 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました阿法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして、委員長に御一任願っておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石村委員長代理 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○石村委員長代理 次に、金融制度調査会設置法案を議題といたします。

この際参考人招致の件についてお諮りいたします。本法律案審査のため、横銭委員から、日本銀行總裁の出席を求め、意見を聴取したいとの要求

があります。御承知の通り、従来とも日本銀行總裁は参考人の資格で出席を願っておりますので、明後十九日の委員会に、参考人として日本銀行總裁新木榮吉君の出頭を求めるよう取り計らいたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石村委員長代理 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

次会は明後十九日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕